

令和5年第8回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和5年7月21日

熊本県相良村議会

令和5年第8回相良村議会臨時会会議録

令和5年7月21日（金曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

専決第8号 令和5年度相良村一般会計補正予算

(第5号)

(質疑・討論・採決)

日程第4 議案第50号 令和5年度相良村一般会計補正予算(第6号)

(質疑・討論・採決)

日程第5 議案第51号 工事請負契約の締結について

(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(5名)

村 長 吉 松 啓 一 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
教 育 長 緒 方 俊一郎 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○
○
○議長（黒木正照君） おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和 5 年第 8 回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

○
日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（黒木正照君） 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、5 番議員、中村重道君、

{「はい。」と、5 番議員。}

6 番議員、西本巳喜男君、

{「はい。」と、6 番議員。}

を指名します。

○
日程第 2 会期の決定の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

○
日程第 3 承認第 8 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 3、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 5 号を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） おはようございます。それでは承認第 8 号、専決第 8 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 5 号につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 6,350 万 4,000 円とするものでございます。それでは、歳出内容につきまして 8 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、災害復旧費で 150 万円の増額補正でございます。10 ページの農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和 5 年 6 月 30 日から 7 月 3 日にかけて梅雨前線豪雨により増破しました令和 2 年発生林道相良五木線 7 号箇所の測量設計業務委託料として、150 万円の増額補正をお願いするもので

ございます。歳入につきましては7ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、財政調整基金からの繰入金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和5年7月10日でございます。以上、承認第8号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げ、専決処分の説明とさせていただきます。

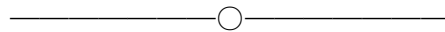
○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和5年度相良村一般会計補正予算第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。



日程第4 議案第50号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第4、議案第50号、令和5年度相良村一般会計補正予算第6号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第50号、令和5年度相良村一般会計補正予算第6号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,969万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,319万8,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして9ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、総務費関係では776万4,000円の増額補正ですが、11ページの総務管理費で、LPガス価格高騰対策生活者支援事業費の目を新たに設け、LPガスの価格高騰に伴いLPガスを使用する世帯に対して上限6,000円を支援します補助金として776万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。次に、土木費関係では2,113万円の増額補正ですが、同じく11ページの道路橋梁費の道路新設改良費で、村道平原十島線改良工事に伴う土地購入費として793万円、同じく補償費として5,920万円の増額補正をお願いし、村道平原十島線道路改良工事請負費4,600万円の減額補正及び路線変更に伴う舗装改修工事請負費4,500万円の組替えを行うものでございます。最後に教育費関係では80万円の増額補正ですが、同じく11ページの給食管理費の共同調理場管理費で、空調機器修繕料として80万円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源

といたしましては 8 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、県支出金、村債及び財政調整基金からの繰入金をもって充てるものでございます。また、7 ページの第 2 表、地方債補正につきまして、村道整備事業の限度額の変更も併せてお願いするものでございます。以上、議案第 50 号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 8 番議員、質疑いたします。11 ページなんですが、補助金の L P ガス価格高騰対応生活者支援事業補助金としまして 776 万 4,000 円ですが、これは上限を 6,000 円ということで説明がございましたが、これはどの方たち、どういう人たちを対象に、こういうことを支給されるのかお願いします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） おはようございます。総務課長、お答えいたします。まず、この事業につきましては、電力及び都市ガスについては、国が価格高騰対策を令和 5 年 1 月から 9 月分まで、元売事業者を対象に実施されているところでございます。ただ、L P ガスの小売価格も令和 3 年 8 月頃から全国的に上昇しているというところで、料金については販売事業者がそれぞれ販売価格を設定しており、全国一律の料金引下げが難しいというところでございます。そういった中、電気や都市ガス同様に、L P ガスの価格高騰の影響を受ける生活者の方に対して支援が必要であるということから、熊本県が支援制度のほうを創設しております。これは 2 分の 1 の補助金でございます。電力、都市ガス同様に L P ガスについても、令和 5 年 1 月から 9 月までの L P ガスの高騰分に対して支援するものでございますが、給付対象者につきましては、個人で L P ガスの供給を契約している方になります。また、経常的に計量販売されるもの、例えばキッチンカーだとか、そういったものについては支援しないというところです。あとは、同一の人からは、申請については 1 件。また、令和 5 年 1 月以降、全期間を通じて、使用料がゼロの場合は支給対象外ということになってます。この上限 6,000 円につきましては、県の平均の L P ガスの小売価格が、令和 3 年 8 月時点から令和 5 年 4 月時点で上昇すると。県内における一般消費者世帯の 1 か月分の平均使用料を基に電力や都市ガスと同じく 9 か月分の支援とした場合の合計額が大体 6,000 円となるということで、上限 6,000 円のほうが設定されているようでございます。使用期間に対する補助につきましては、先ほど申し上げたとおり令和 5 年 1 月から 9 月分までの使用料に対しての支援ということでございます。内容については以上でございます。

○8 番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、8 番議員。

○8番（小善満子君） 詳しく説明してもらったんですが、あんまりちょっと。これは非課税世帯とか、そういうような対象者がそれに該当するとかいうようなことはないんですか。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。所得の制限とかはなくて、L Pガスを契約し、供給いただいている方については、全て対象ということになってます。ちなみに対象世帯数、これは1,076世帯ですが、この世帯数については、平成30年度の県の統計調査から引用しているところでございます。実際のところは増減があるかもしれませんが、今回については1,076世帯で算定しているところでございます。以上でございます。

○8番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、8番議員。

○8番（小善満子君） はい、これで終わります。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。総務課長、お尋ねいたします。ちょっとこれは確認でありますけども、これは申請しなければいけないものですかね。それとも。すみません。前置きが欠けてました。L Pガスの、今、先ほど質問で出られましたL Pガスの価格高騰対応生活者支援事業補助金、これについてが上限6,000円ということで、1,076世帯という話をされましたけども、期間も分かりましたけども、これ申請しなければいけないものなのかということで。すみません。言葉足らずに。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。申請が必要となります。事業の流れのイメージ的なものにつきましては、まず、L Pガスの販売事業者の方が、例えば申請だとか、申請書類、またチラシ辺りを、L Pガスを使用してる方に書類を渡されます。申請についてのフォローアップも、L Pガスを販売している事業者の方が使用者に対してされます。使用者の方が、L Pガス協会のほうに申請を上げていただいて、支援金については、L Pガス協会からL Pガス使用者のほうに支払われるという流れになります。L Pガス販売事業者が申請者に対して申請書等を送ってもらう。申請については、使用者の方がL Pガス協会のほうに申請していただいて、L Pガス協会から使用者の方には給付金上限6,000円が支払われると。村とL Pガス協会につきましては、L Pガス協会が村のほうに補助金の申請を行っていただいて、市町村からL Pガス協会に補助金を流すと。市町村がL Pガス協会に補助金を流したうちの2分の1が県から補助金として流れてくるというような事業の流れとなっております。

申請方法につきましても、書面である、書類での申請、又はウェブ方式での申請が、今、検討されているようでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） これはあれかな。経済産業省の例の7,000億円から結局来とる話ですかね。県の支出金ではあるけども。それはよかですけど、それであと、よかですけどではなくて後でお願いします。それと、私が思うのは、これは自治体によっては、これはガス事業者に対して一律の補助金ということでやってるところもあったかと思うんですよね。ということはつまり、利用者は申請しなくて、申請不要ということになりますんで、そういった方法がとれなかったのかも含めて。あと、人吉球磨のほかの自治体もやっぱり申請主義によるものなのか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。まず、国の事業につきましては、県の事業なんですけど、コロナ交付金を活用しているというふうに聞いております。なので経済産業省の事業じゃないのかなとは思っております。

{「あの7,000億が出所ということではないのかな。」と、4番議員。}

ではないのかなと、コロナ交付金で活用してるのでっていう話は聞いております。管内の状況につきましては、LPGガスをどれぐらい使用してるのかと、把握してるのかというのが、町村は全く分からないという状況で。あとはLPGガス協会のほうでは、事業者のほうこそちらに登録されている、また非登録もあるんですが、そちらのほうで世帯数もだいたい分かるというところで、今、説明した事業の流れで検討して、ほぼほぼそういった流れで事業をやられるところが多いみたいです。LPGガス協会に申請書を出してもらうというところが多かったの

{「利用者が申請書を出すってことですかいね。」と、4番議員。}

はい。

{「結局、出し方いろいろあるとしてもね。」と、4番議員。}

はい。以上でございます。

{「すみません。」と、4番議員。}

○4番（徳田正臣君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい、議長。それで、ちょっと、先ほどもちょっと言いましたが、要するに申請主義、利用者の申請主義ではなくって、LPGガスの事業者に対して補助金を出すということで、利用者の申請は要しないと。それでガスの請求書の明細の中に、これだけの補助金が出てから、これだけ安くなるよっていうことの明細を作れるはずなんで、そういう方法、手法が、できるだけ村民さんに、申請すると

いう負担を軽減するために、そういう方法がとれなかったのかということをもう一度
お願いいたします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。どういった形であれ、事業者の方、村にしても、事業者の方がお金を流すにしても、申請をやってもらおうと、どの方が、どういった形で、どのくらいの量のガスを使ってるかというのがちょっと分からないと。申請は、どこかの段階では必ず発生するのかなというふうに思っております。一番、ガスの大元の供給されるガス協会のほうで取りまとめていただいて、あとは供給事業所のほうを通じて、必ず申請書のほうは回りますので、その辺のフォローアップも販売事業者のほうをやってもらおうというところでの支援で、申請漏れがないように、こちらのほうからもしっかり働きかけをやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） 議長、以上で。

○議長（黒木正照君） はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6番議員。}

○議長（黒木正照君） はい、6番議員。

○6番（西本巳喜男君） 6番、西本です。お尋ねします。同じくLPガス関係のことですけど、今の聞いてって計算してみたんですけど、対象者が1,076世帯ということで答弁なさいましたよね。この補助金の合計額は、国、県と一般財源で776万4,000円。単純にこれを6,000円で割ってみたんですけど、私のやり方が間違いか、それは指摘してもらえばいいんですけど、そうすると1,294という数字が出るんですよ。対象者は1,076世帯ということで、これについてどのように辻褄が合うか説明してください。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。金額の776万4,000円の内訳でございますが、1,076世帯掛ける6,000円、これに振り込み手数料とか、そういった事務的経費分が103万8,000円が含まれてます。この事務経費につきましては、実際の支援金、すみません、世帯数で最終的には、金額が固まりますので、これは県のほうが提示した事務経費130万8,000円が支援金分に加わって、776万4,000円となっているところでございます。以上でございます。

○6番（西本巳喜男君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、6番議員。

○6番（西本巳喜男君） そこまで説明していただければ、内訳分かったんですけど、単に6,000円で割ったときにそういう・・・金額出ますもんで、経費がその分かかってるってことですね。分かりました。終わります。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、1 番議員。}

はい、1 番議員。

○1 番（川邊一徳君） おはようございます。1 番、川邊です。11 ページの工事請負費なんですけれども、清流川辺川線の舗装改修工事が減額されておりますけれども、これは調査を以前、確かされたと思うんですけれども、その調査をした上で必要ないというところで下げられているのかが1 点と、もう1 点が上三石井沢線なんですけれども、これは3 年目になるかなと思うんですけれども、もうこれで最終で終わるのかをお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君） はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君） おはようございます。建設課長、お答えいたします。議員ご指摘のとおり、当初は、上三石井沢線の残延長分と清流川辺川線の舗装改修工事を計画いたして県のほうに申請のほうをしておりました。ただ、今年度、清流川辺川線のほうと並行して舗装工事をやってしまうと、あと3、400 メーター、上三石井沢線のほうが、また残延長が残るもんですから、今年度一気に上三石井沢線のほうの舗装を完了してしまおうというところで路線変更の組替えを申請して、今回、このような計上をお願いするものでございます。ちなみに上三石井沢線の残延長が、残り889 メーターでございます。以上でございます。

○1 番（川邊一徳君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、1 番議員。

○1 番（川邊一徳君） はい。上三石井沢線についても、非常に通行に支障がある箇所もありますので、今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、3 番議員。}

○議長（黒木正照君） はい、3 番議員。

○3 番（永田博人君） 3 番です。村道平原十島線の工事について、11 ページなんですが、補償金と土地購入費、これが上がっておりますが、もうこれ最後ですかね。その辺はちょっと、それ工事と一緒にされるのか、お願いします。

○議長（黒木正照君） はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君） 建設課長、お答えいたします。この村道平原十島線の道路改良事業の区間については、平原工区の予算になります。柳瀬橋から下流にかけての未改良区間。その中で数件、建物等の用地がかかるものがございまして、そのうちの、まず令和5 年までに付いた予算の中で、土地の鑑定評価及び補償の算定が終わった箇所が1 か所になります。その分について、金額も大きいもんですから、工事請負費からの流用とか、あと増額に対して今回お願いしているものでございます。まだ残りの

建物はございます。

{「まだ、あるんですか。」と、3 番議員。}

はい。

○3 番（永田博人君） はい。

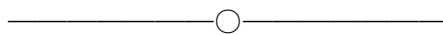
○議長（黒木正照君） はい、3 番委員。

○3 番（永田博人君） はい、分かりました。もう最後になればいいんですけど、早く路線も開通してもらいたい。あそこにまた、野菜のボックスも出来ましたし、あの辺が早く完成することを願って質問を終わります。

○議長（黒木正照君） はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 50 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 50 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。



日程第 5 議案第 51 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 5、議案第 51 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは議案第 51 号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名、令和 5 年度林道相良五木線災害復旧工事 1 号箇所その 1（R2 災 R4 災合冊）でございます。工事の場所は、相良村大字四浦地内で、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 4 年台風 14 号により被災した林道相良五木線の災害復旧工事を行うものでございます。主な工事の概要は、復旧延長 146.6 メーター、崩土処理 889 立方メートル、プレキャスト擁壁工 16 メートル、重力式コンクリート擁壁工 3.1 立方メートル、補強土壁工 133.2 平方メートル、簡易吹付法枠工 1,495.6 平方メートル、U 字型側溝 5 メートル、舗装工 506.7 平方メートルでございます。入札に当たりまして 8 社による指名競争入札でございます。契約金額は 5,995 万円で、うち消費税等が 545 万円含まれております。契約の相手方は、球磨郡相良村大字柳瀬 832 番地の 9、有限会社田中土建、代表取締役田中清綱でございます。また、参考といたしまして、仮契約書を添付しております。以上、

議案第 51 号につきまして、ご説明いたしました、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 51 号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 51 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和 5 年第 8 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前 11 時 32 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員